

令和2年度
第2回
定期監査結果報告書

会 計 課
議 会 事 務 局
選挙管理委員会事務局
監 査 事 務 局
農業委員会事務局

武蔵村山市監査委員

令和2年度第2回定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局

3 監査の範囲

令和2年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行

4 監査の期間

令和2年12月7日（月）から令和3年3月22日（月）まで

5 監査の方法及び着眼点

監査の範囲の事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査に必要と認められる資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を検証し、事務処理状況を確認した。

6 監査を実施した監査委員

乃 一 祐 太
吉 田 篤

第2 監査の結果

1 監査の結果

事務の執行は、おおむね良好で、公正で合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 概要及び分掌事務について

事務の概要及び分掌事務について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(2) 台帳等目録について

抽出により台帳等を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(3) 予算執行について

歳入・歳出予算執行状況及び資金前渡の処理状況を確認したところ、おおむね適正に処理されている。

(4) 委託料について

抽出により委託内容等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(5) 負担金、補助金及び交付金について

負担金、補助金及び交付金の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(6) 物品管理について

抽出により備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(7) その他について

時間外勤務の実績並びに市民からの要望及び苦情等について内容を聴取したところ、おおむね適切に執行、対応している。

2 各課・局への要望等

(1) 会計課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、適切な公金の管理・運用に努めていただきたい。

(2) 議会事務局

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、さまざまな広報手段を活用して、開かれた議会運営の推進に努めていただきたい。

(3) 選挙管理委員会事務局

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、事務効率の向上を図りながら、適正な選挙事務の執行に努めていただきたい。

(4) 監査事務局

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、常に市政の現状に関心を持ち、監査における事前審査等に遺漏のないよう努めていただきたい。

(5) 農業委員会事務局

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、農業の健全な発展に寄与するよう、関係法令に準拠した手続等に努めていただきたい。